

岡山市屋外広告物条例の一部改正の概要

背景と目的

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、岡山市屋外広告物条例において、看板等の屋外広告物に関する必要な規制を定めています。

近年、他都市において屋外広告物が落下・倒壊するような事故が発生したことから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められており、国の屋外広告物条例ガイドラインが安全点検を有資格者で行うように改正されました。

そこで、屋外広告物の表示者等が屋外広告物を良好な状態に保全するため、岡山市屋外広告物条例及び規則を一部改正します。

主な改正点

1 有資格者点検の義務化

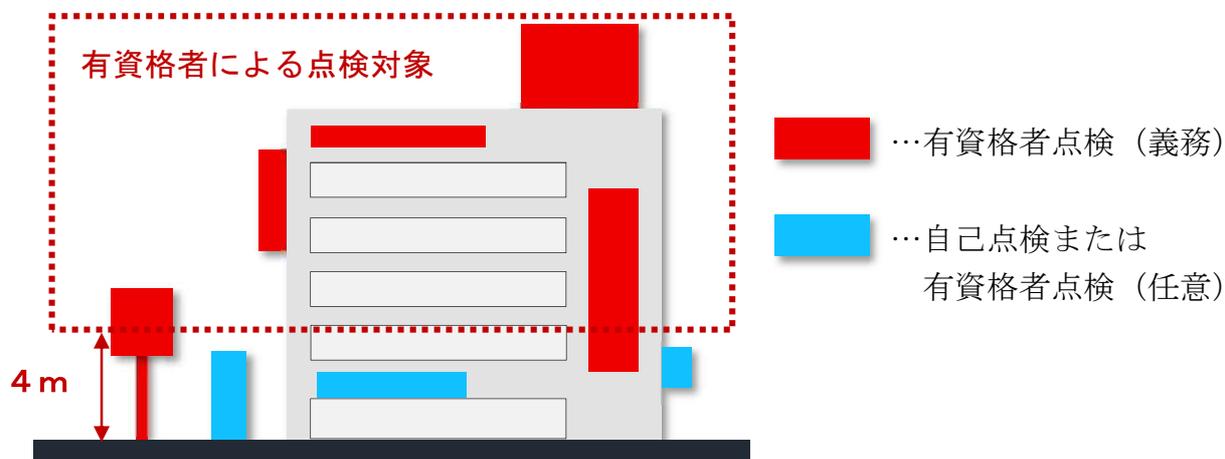
(1) 有資格者点検の対象となる屋外広告物

市内に設置される屋外広告物は、その表示者等に点検と管理の義務があります。そのうち、地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超える全ての屋外広告物について、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、屋外広告士またはこれと同等以上の知識を有する者による有資格者点検を義務づけます。(ただし、塗装・はり紙等、安全上支障がないものは除く)

現行	改正後	
1年毎の自己点検	地上からの高さが4 mを超えるもの	3年毎の有資格者点検
	地上からの高さが4 m以下のもの	1年毎の自己点検または3年毎の有資格者点検（任意）

※なお、有資格者点検を行った屋外広告物でも、1年ごとの自己点検義務があります。

※許可不要の屋外広告物については、点検頻度の規定を適用しません。



(2) 有資格者点検による許可期間

広告板、広告塔などの屋外広告物は、現在許可期間を1年以内としています。

有資格者による安全点検の義務化により屋外広告物の安全性がより一層確保されることから、新規許可（新設）及び更新許可（有資格者点検あり）については、許可期間を3年以内とします。

許可申請の種別		地上からの高さ	点検方法	許可期間
新規許可申請	新設	全て	—	3年
	既設利用	高さ4m超	有資格者点検（義務）	3年
		高さ4m以下	有資格者点検（任意）	3年
			自己点検（義務）	1年
更新許可申請		高さ4m超	有資格者点検（義務）	3年
		高さ4m以下	有資格者点検（任意）	3年
			自己点検（義務）	1年

※高さが4m以下の場合でも、任意により有資格者点検とすることができます。

※既設利用とは、既設の掲出物件を利用し、新たに屋外広告物を表示するものです。

※はり紙等及び許可期間が1月以内となる屋外広告物の取り扱いに変更はありません。

※許可更新の申請前3ヶ月以内に点検を実施し、点検結果の報告を行ってください。

※許可期間が3年となる物件については、許可期間中も1年に1回以上自己点検を実施し、当該点検結果を次回の許可更新時まで保管してください。

※許可手数料の改定の予定はありません。

(3) 有資格者による点検内容

有資格者による安全点検は、平成29年7月に国が作成した「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」に示されている、点検箇所【6箇所】、点検項目【17項目】とします。

(4) 有資格者点検を行う点検者の資格

1. 屋外広告士
2. 屋外広告物点検技能講習修了者
3. 建築士（1級、2級）
4. 特定建築物調査員
5. 一級建築施工管理技士
6. 一級電気工事施工管理技士
7. 電気主任技術者（1種～3種）

※5～7については、自治体が開催する屋外広告物講習会を修了している者に限ります。

2 屋外広告物の点検・管理

(1) 点検・管理をしなければならない者の拡大

屋外広告物の所有・管理の状況は様々なケースが考えられます。

屋外広告物の安全性の確保や適正な管理を行っていただくため、屋外広告物を点検・管理しなければならない者として、所有者、占有者を追加します。

現行	改正後
表示者 設置者 管理者	表示者 設置者 管理者 所有者 占有者

※用語

表示者・設置者：広告主、看板の設置者など

管理者：日常の維持管理を行う者

所有者：屋外広告物自体の持ち主

占有者：屋外広告物を借りて広告を

掲出している者（テナントなど）

(2) 点検を必要とする屋外広告物の拡大

屋外広告物の落下・倒壊による事故の発生を防ぐため、許可の有無にかかわらず、全ての屋外広告物について、表示者等は点検をしなければならないこととします。

現行	改正後
許可を受ける屋外広告物	全ての屋外広告物

施行時期

令和3年 4月 1日 一部施行（新設申請の許可期間1年→3年）

令和3年10月 1日 施行（有資格者点検の開始 ただし、経過措置として2年間は現行どおり「自己点検」による申請も可能）

令和5年10月 1日 有資格者点検の完全義務化

問い合わせ先

岡山市都市整備局 都市・交通部 都市計画課 都市景観係

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1373 FAX：086-803-1741